

# 厚生労働省が乗り出した 扶養の壁対策

社会保険には、①年収106万円以上で、健康保険・厚生年金保険に加入することから、社会保険料の負担を避けて就業調整をするいわゆる「106万円の壁」と、②年収130万円以上で、国民年金・国民健康保険に加入することから、社会保険料の負担を避けて就業調整をするいわゆる「130万円の壁」があります。9月下旬、厚生労働省からこれらの壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするための施策「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されました。

## ①106万円の壁への対応

[キャリアアップ助成金の変更]

現在あるキャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されることとなりました。このコースは、短時間労働者が社会保険の加入により手取り収入が減少することを意識せず働けるよう、従業員の収入を増加させる取組みを行った会社に対して、従業員1人当たり最大50万円の支援を行うものとなっています。なお、実施に当たっては、支給申請の事務が簡素化される予定です。

また、従業員の収入を増加させる取組みとしては、賃金の引上げや所定労働時間の延長が考えられますが、これらのほか、社会保険の適用に伴う社会保険料の負担を軽減するために「社会保険適用促進手当」を支給する場合も、助成金の支給対象にするとしています。

公布は2023年10月下旬が予定されており、地域別最低賃金の最も早い発効日である2023年10月1日に遡及して適用されることになっています。

[社会保険適用促進手当]

この「社会保険適用促進手当」については、新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、従業員の標準報酬月額・標準賞与額の決定の際には考慮しない取扱いとなります。この取扱いの適用は最大2年間とされています。対象は標準報酬月額が10万4千円以下の従業員に限られる予定です。

## ②130万円の壁への対応

被扶養者の認定の基準の1つに「年収130万円未満であること」があります。この被扶養者の認定基準について、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入の変動によるときは、その旨を会社の証明を添付することにより迅速で円滑な判断ができるように変更されます。あくまでも一時的な事情のため、同一の従業員について原則として連続2回を上限とされる予定です。

このほか、特に中小企業において、配偶者手当の見直しを後押しするために、見直しの手順をフローチャートで示す等のわかりやすい資料を作成・公表するといった対応も図られることになっています。詳細は今後示されることとなりますので、厚生労働省のホームページで確認するとよいでしょう。

※この内容は2023年10月10日現在の情報に基づきます。

# 最低賃金引上げに伴い賃上げに取り組む企業への公的支援

2023年度の最低賃金は、過去最大の引上げ幅となりました。この引上げに伴い、賃上げに取り組む企業への公的支援が設けられています。助成金・補助金には予算額が設けられているため、いざ活用しようと考えたときに、受付が終了している可能性があります。活用される場合は、早めに検討しましょう。

## 業務改善助成金

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、設備投資等の費用の一部を助成する制度です。

事業場内の最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場が対象となります。例えば地域別最低賃金が950円で、事業場内の最低賃金が985円の場合、差額が50円以内であることから対象となります。また、2023年8月31日より、事業場規模が50人未満で、2023年4月1日から2023年12月31日までに事業場内の最低賃金の引き上げを実施した場合は、賃金引き上げ後に申請することも可能です。

費用の助成率は、以下のとおりです。なお、引き上げる労働者の数と引上げ額の区分に応じて、助成上限額が設けられています。

事業場内最低賃金	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※( )は生産性要件を満たした場合

## キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金に設けられている「賃金規定等改定コース」は、有期雇用労働者等の

基本給を定める賃金規定等を3%以上増額する形で改定し、その規定を適用させた場合に助成されるものです。

3%以上5%未満増額改定した場合に1人当たり5万円(大企業3.3万円)、5%以上増額改定した場合に6.5万円(大企業4.3万円)が助成されます。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人までです。

## 事業再構築補助金

事業再構築補助金に設けられている「最低賃金枠」は、最低賃金の引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等を対象に補助金を交付しています。

補助率は中小企業の場合3/4、中堅企業の場合2/3で、従業員数の区分に応じて補助上限額が設けられています。なお、この補助金は、期間を区切って公募されているため、要件については最新情報を確認ください。

これらのほか、ものづくり・商業・サービス補助金とIT導入補助金については、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金プラス50円以上の水準にすること」を満たした場合、補助金の採択において加点措置が設けられています。

今回とり上げた助成金・補助金には、様々な要件が設けられています。活用を検討される場合は事前に確認しましょう。

# 育児休業中の従業員を働かせることはできるか

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

当社で初めての男性の育児休業取得者が出ることになりそうです。本人から子どもが生まれた1週間後から、3週間程度の育児休業を取りたいという相談がありました。



社労士

そうでしたか。時期的には、出生時育児休業（産後パパ育休）と、子どもが1歳になるまで取得できる育児休業（以下、「通常の育休」という）の両方が取れますが、いずれを取るのでしょうか。



本人からはどちらを取るという話は出ていません。どちらの休業か特定しないといけなのではないでしょうか。



はい、育児休業の制度としては別のものになりますので、特定が必要です。話は少しありますが、3週間、育児休業に専念されるのですか？



実は、彼に必ず出席してもらいたい重要な会議がちょうど育児休業中にありそうなのです。その日だけ、自宅からオンラインで出席してもらおうと思っていました。2時間程度です。問題ありませんよね？



育児休業中は、原則として就業できないことになっています。会議に出席する予定であれば、産後パパ育休にする必要がありますね。産後パパ育休には、労使協定を結び、育児休業を取得する前に、従業員と合意することで、一定の範囲内で就業ができる仕組みがあります。



驚きました。本人が同意していれば、育児休業中に働いても問題ないと思っていました。



育休は育児に専念するために労働の義務が免除されるものですから、働くこと（働かせること）は原則的には認められないということになっています。



なるほど。今後、適切に対応していこうと思います。ところで、通常の育休では育児休業中に働いてもらうことがまったくできないのですか？



育児の手が空いて、会社と従業員とで調整し、一時的・臨時的に働いてもらうことはできます（一時的・臨時的就労）。ただし、恒常的・定期的に働くことになれば、そもそも育児休業は終了になります。ちなみに、一時的・臨時的就労は産後パパ育休であってもあり得る話です。



承知しました。本人とも調整しつつ、育児休業前までに対応していきます。

## ONE POINT

- ① 産後パパ育休を取るか、通常の育休を取るかは、従業員が特定する必要がある。
- ② 産後パパ育休には合意による就業として、産後パパ育休中に働く仕組みがある。
- ③ 産後パパ育休中および通常の育休中は、例外的に、一時的・臨時的就労として、働いてもらうことができる。

# 確認しておきたい研修時間の取扱い

始業時刻前や終業時刻後に自主勉強会のような形で研修を実施することがありますが、後になってそれが労働時間に該当するの否か、トラブルになるケースが見受けられます。以下では、労働時間の考え方とトラブルを未然に防止するためのポイントを確認します。

## 労働時間とは

そもそも労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。使用者が明示の指示をしていない場合であっても、黙示の指示により労働者が業務に従事している時間は労働時間に該当します。

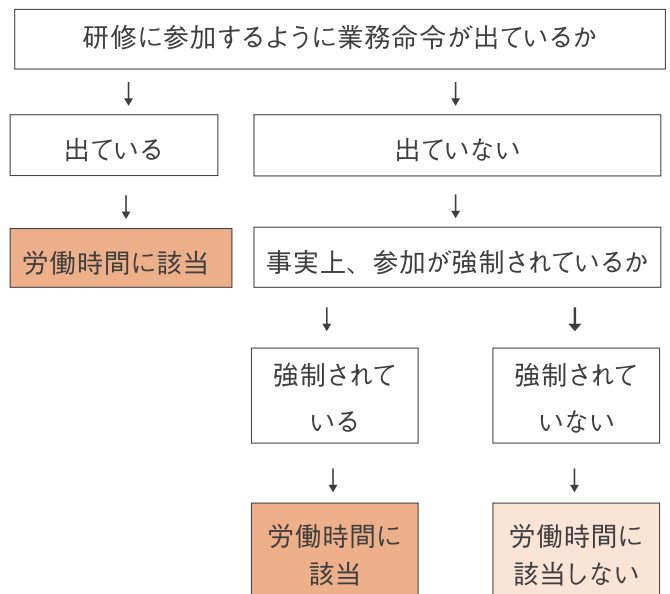
## 研修時間の取扱い

研修については、参加するように業務命令が出ている場合は、労働時間に該当します。反対に、参加するように業務命令が出ておらず、自由参加のものであれば労働時間には該当しないとされています。

このときの注意点として、業務命令が出ていなかったとしても、その研修に参加しなければ、実際に業務を行うことができないものや、出欠を取るなどして事実上、参加が強制されていると判断されるものは労働時間に該当します。具体的には、右図の流れに沿って確認するとよいでしょう。

## トラブルの防止ポイント

研修を行う際には、事前に、研修の目的と労働



労働時間に該当するの否かを明示しておく、労働者にとって分かりやすく、トラブルの防止にもつながります。

また、終業時刻後に研修を行う場合は、研修を始める時点で業務が終了していることを確認し、業務との区切を設けたうえで研修を始めるとよいでしょう。そのほか、通常の勤務場所とは異なる場所や、勤務でないことが外形的に明確に見分けられる服装で研修を行うことも、業務との区切を明確にすることにつながります。

研修以外にも、労働時間に該当するの否か判断に困るケースとして、入社時の混雑や渋滞を回避するため等に、労働者が自発的に始業時刻よりも前に会社に到着しているようなケースがあります。これについては、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示を受けていないような場合は労働時間に該当しません。この機会に適正な取扱いができているか確認しましょう。

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

## 01 年末調整の準備



年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいいため、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

## 02 年末賞与の支払準備



今月は、冬の賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

## 03 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）



11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額※に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

※予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

## 04 パート等の年間収入をチェック



パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲（年間給与収入103万円以内）等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうといって、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。

## 05 翌年のカレンダーの作製と年賀状の手配



年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

年賀状の手配が必要になります。早めに送付先の確認をしておきましょう。

## 06 防火対策



秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検：消火器、非常口、非常階段、避難経路など / 非常時の対応方法見直し：連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいものを屋外に放置しないようにしましょう。

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	水	友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過労死等防止啓発月間（～30日まで）</li> <li>●労働保険未手続事業一掃強化期間（～30日まで）</li> <li>●テレワーク月間（～30日まで）</li> </ul>
2	木	先負	
3	金	仏滅	文化の日
4	土	大安	
5	日	赤口	
6	月	先勝	
7	火	友引	
8	水	先負	立冬
9	木	仏滅	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	金	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（10月分）
11	土	赤口	
12	日	先勝	
13	月	仏滅	
14	火	大安	●継続・有期事業概算保険料延納額の納付日（第2期分※口座振替を利用する場合）
15	水	赤口	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	木	先勝	
17	金	友引	
18	土	先負	
19	日	仏滅	
20	月	大安	
21	火	赤口	
22	水	先勝	小雪
23	木	友引	勤労感謝の日
24	金	先負	
25	土	仏滅	
26	日	大安	
27	月	赤口	
28	火	先勝	
29	水	友引	
30	木	先負	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（10月分）</li> <li>●所得税の予定納税額の納期限（第2期分）</li> <li>●個人の事業税納期限（第2期分）※各都道府県の条例で定める日まで</li> </ul>